

戸塚区品濃町最終処分場に係る特定支障除去等事業の延長について

戸塚区品濃町の民間産業廃棄物最終処分場において、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（産廃特措法）」に基づき、取り組んできた特定支障除去等事業について、一部で計画目標が達成できていないことから、事業の延長に係る実施計画について、本日、環境大臣同意を取得し、事業を継続していきます。

1 経緯等

民間産業廃棄物最終処分場において、廃棄物が積み上げられた状態で放置されるとともに、遮水不備区域から汚水が場外に漏出し、地下水汚染の拡散のおそれが生じていました。

このため、本市は、産廃特措法に基づき、事業実施計画について、環境大臣同意を取得し、平成 20 年度から行政代執行として、安全対策等を進めてきました。

このうち、積み上げ廃棄物の崩落防止対策については、平成 26 年 10 月に完了し、目標を達成しました。

しかしながら、地下水汚染の拡散防止については、これまでの揚水作業により、水質の改善傾向が見られているものの、一部の水質項目で計画に掲げた目標を達成しておりません。

このため、平成 29 年度末に完了を予定していた実施計画を変更し、平成 34 年度まで、事業期間を延長することとしました。

2 今後の作業の概要

今後の作業は、以下の 2 項目について実施します。

(1) 地下水汚染の拡散防止について

処分場の遮水不備区域から、汚水が場外に地下漏出していたため、地下水汚染の拡散を防止する観点から、処分場に井戸を設置し、汚水を汲み上げてまいりましたが、一部の水質項目で目標を達成していないため、汚水の汲み上げ作業を継続します。

(2) 排水処理施設の改修

これまでの揚水作業により、汚水の水質項目の改善が進んだことから、処分場の排水処理施設を改修することで、より一層の水質改善を図ることが可能となったため、平成 30 年度に改修します。

3 支障除去等に要する総事業費

約 59 億円（うち 5 年間の延長に係る事業費約 5.7 億円）

お問合せ先

資源循環局産業廃棄物対策課長 岸本 健二 Tel 045-671-2526

裏面あり

<戸塚区品濃町最終処分場の位置及び現状等>



<経緯>

昭和62年 4月

平成 9年 2月～17年 7月

平成17年10月

平成20年 2月

平成20年 4月

平成25年 3月

民間事業者が最終処分業の許可を取得し、埋立開始

本市が事業者に対して、積み上げ廃棄物等への対策をするよう措置命令を発出（計4回）

本市が行政代執行の方針を決定

本事業計画に対する環境大臣同意を取得

特定支障除去等事業として、行政代執行を開始

事業延長についての環境大臣同意を取得

<事業の概要>

事業名：国「特定支障除去等事業」（※）

本市「戸塚区品濃町最終処分場に係る特定支障除去等事業」

※地方財政法において、地方債を財源にできるものは、公営企業の経費等に充てる場合等に限定されていますが、特措法を活用することにより、事業に必要な経費について起債が認められており、財政負担の平準化が実現します。

さらに、事業費の90%が起債となり、この50%が地方交付税措置されます。この結果、事業費の45%の財政支援を国から受けることができます。

事業期間：平成20～34年度

<最終処分場の概要>

所在地：戸塚区品濃町

施設の種類：管理型産業廃棄物最終処分場

設置届出日：昭和61年9月

埋立容量：約74万m³

埋立廃棄物の種類：廃プラスチック類、汚泥、がれき類、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、燃え殻 等